

2026 年 7 月

お客さま各位

滋賀県民信用組合

電子交換所における手形交換の終了に伴う手形割引の取扱いについて

平素は滋賀県民信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、政府および金融界が推進する「手形・小切手機能の全面的な電子化」により、2027 年 4 月以降は電子交換所における手形交換が行えなくなります。

これにより、手形割引については、非常に限定的な取扱いとなります。

何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上